

MILES & STOCKBRIDGE 弁護士事務所 家族法部長

米国弁護士スティーブン・カレン氏による講演会(於東京・大阪)

1. 東京

日時：平成30年2月7日（水）15：00～17：00

場所：外務省（北国際大会議室（760号室））

主催：外務省

定員：約100名

2. 大阪

日時：平成30年2月8日（木）18：00～20：30

場所：大阪弁護士会館（12階1203会議室）

共催：外務省・大阪弁護士会

後援：民間総合調停センター・日本仲裁人協会（関西支部）・大阪大学大学院法学研究科 MIFA プロジェクト

定員：約60名

（東京・大阪共通）

テーマ：「米国におけるハーグ条約事案の司法手続や親権・監護権に係る判断の傾向」

言語：英語（同時通訳あり）

参加費：無料

平成26年4月1日に日本において「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」が発効しました。以後、日本中央当局が援助申請を受け付けたもののうち約3割は米国との間の事案で、日本中央当局が扱う事案の中で大きな比重を占めています。今回講演していただくスティーブン・カレン（Mr. Stephen J. Cullen）弁護士は、日米間の連れ去り事案において、当事者の米国における代理人を多数務めた経験を有する方です。

今回の講演会では、米国のハーグ条約事案に係る司法手続及び法制度に精通する同弁護士から、米国におけるハーグ条約事案の司法手続や親権・監護権についての判断の傾向、米国でのハーグ事案の裁判にあたり注意すべき点等について紹介していただきます。ハーグ条約に関する理解を深めていただけるまた

とない機会ですので、御関心のある方は、ぜひ御参加ください。

参加申し込み方法

- ・参加の申込みは、電子メールにて受け付けています。（※複数人分をまとめて応募される場合には、参加者全員について以下の必要事項を記入頂きますようお願いいたします。）
- 東京での講演会参加希望の方は件名を「講演会（2月7日）参加希望」とし、電子メールに必要事項（（1）氏名（2）所属（3）役職（4）電話番号）を御記入の上、平成30年1月23日（火曜日）17時までに専用アドレス（hagueconference@mofa.go.jp）に御送信ください。
- 大阪での講演会参加希望の方は件名を「講演会（2月8日）参加希望」とし、電子メールに必要事項（（1）氏名（2）所属（3）役職（4）電話番号）を御記入の上、平成30年1月24日（水曜日）17時までに専用アドレス（s-maeda@osakaben.or.jp）に御送信ください。
- ・座席数に限りがございますので、御希望に添うことができない場合もあります。予め御了承願います。お申込みを頂いた方には、後日参加の可否をお知らせ致します。
- ・お申込みの際に記入いただきました個人情報、適切に管理し、本講演会の運営のみに使用します。
- ・外務省入構の際には写真付身分証明書の御提示をお願いしておりますので、当日御持参下さい。
大阪弁護士会入構の際には特に身分証明書等持参して頂く必要はございませんが、同弁護士会会員の方は研修義務化対象講座に指定予定のため図書カードを御持参下さい。
- ・東京・大阪会場ともに駐車場はございませんので、公共交通機関を御利用ください。

講演会に関するお問い合わせ

外務省領事局ハーグ条約室（講演会全般及び東京講演について）

電話：03-5501-8466（（平日）9時00分から12時30分, 13時30分から
17時00分）

電子メール：hagueconference@mofa.go.jp

大阪弁護士会企画部広報課（大阪講演について）

電話：06-6364-1371

電子メール：s-maeda@osakaben.or.jp

以上